

第4回北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成15年11月4日(火) 15:00から
ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 協議事項

(1)財政健全化推進チーム

北広島市補助金等制度に関する検討結果報告

3 その他

北広島市補助金等制度に関する検討結果報告

補助金とは、一般的に特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上で必要があると認められた場合に対価なくして支出するものをいう。

交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものをいう。

補助金制度は、手続きの適正性、透明性、内容の公正・公平性、効果や必要性の面での妥当性、補助金の受領主体の運営の自主性などが保障されれば、効率ある行政の発展に寄与することができ、市民の福祉の向上に寄与できる。

一方、これらの要素のいずれかが欠如すれば、恣意的な行政、非効率で不透明な行政、財政の硬直化を招く恐れがあり、逆に市民の福祉を阻害する可能性がある。

そこで、本部会では、補助金等制度の見直しを実施するための基準づくりを検討した。

1. 検討経過

検討作業は、以下の点を確認しながら実施した。

(1)補助金等の分類として、国・道の制度に基づく補助、それらの上乗せ、市単独補助（実施の可否が義務的か、市が判断できるか）

(2)補助金等の内容による分類として

団体運営費補助：特定の事業でなく団体の維持活動に充てるために交付する（団体の自主性・自律性は）

団体事業費補助：各種団体が、事業計画に基づき事業を実施する場合に、その事業を行うために必要な経費に充てる目的で交付（事業の公共性・公益性は、自主的に遂行されているものはないか）

団体運営費・事業費補助双方の性質を有する補助金

委託的補助（市が直接経費で計上すべきものはないか）

奨励的補助（事業の公共性・公益性は）

債務負担行為設定補助（設定終了時に廃止）

単年度補助（検討対象としない）

(3)事務局状況（補助団体にあるか、市にあるか）

(4)根拠となる法令等の有無（法令等で対象団体、対象事業、対象経費、補助基準が特定されているか）

(5)補助の開始時期、終期設定の有無

(6)補助目的、使途、補助金額算出方法、効果など

【検討経過】

- 7月18日 第1回打合せ 財政の現状と今後の見通し
 今後の部会の進め方
- 7月31日 第2回打合せ 補助金・交付金のあるべき方向性
 現状調査(案)の検討
- 8月11日～25日 各課へ補助金・交付金調書作成の依頼
- 9月8日 第3回打合せ 補助金・交付金調書の検討
- 9月12日 第4回打合せ 補助金・交付金調書の検討
- 9月18日 第5回打合せ 補助金・交付金調書の検討
- 9月29日 第6回打合せ 補助金・交付金調書の検討
- 10月6日 第7回打合せ 補助金・交付金調書の検討
- 10月27日 第8回打合せ 市補助金等制度に関する検討結果報告(案)の検討

2. 現状分析

市の補助金等の現状は以下のとおりである。

市の補助金・交付金は、15年度当初予算で144件466百万円、予算全体17,088百万円に占める割合は、2.7%である。年次別推移及び他市との比較は次のとおりである。

北広島市

(百万円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
補助金・交付金	496	489	438	488	434	686	414	436	399
歳出	16,008	16,489	19,520	21,811	21,069	20,403	19,044	20,356	17,437
比率	3.1%	3.0%	2.2%	2.2%	2.1%	3.4%	2.2%	2.1%	2.3%

総務省「地方財政調査」(決算統計)性質別経費：補助費等の内、補助金交付金の額を示している。

(%)

北広島市	3.2
札幌市	10.8
江別市	9.5
石狩市	3.8
千歳市	10.4
恵庭市	1.5
道内全市平均	5.3

決算統計、性質別経費の状況(経常収支比率)：補助費等から一部事務組合に対するものを除外している。(13年度)

部別の状況は次のとおりである。

部局	件数	割合(%)	15年度予算額(百万円)	割合(%)
企画財政部	2	1.4%	1	0.2%
総務部	5	3.5%	8	1.7%
市民環境部	18	12.5%	41	8.8%
保健福祉部	25	17.4%	200	42.9%
建設部	6	4.2%	24	5.2%
経済部	37	25.7%	79	17.0%
消防本部	2	1.4%	1	0.2%
教育委員会管理部	24	16.7%	74	15.9%
教育委員会生涯学習部	25	17.4%	38	8.2%

件数では 経済部 37 件、保健福祉部 25 件、生涯学習部 25 件、管理部 24 件の順で多いが、予算額では 保健福祉部 200 百万円、経済部 79 百万円、管理部 74 百万円の順である。

(なお、該当する項目が複数あるものもあるため総計が 100%に一致しない場合がある。)

補助金等の分類と予算額(分類1)

分類	件数	割合(%)	15年度予算額(百万円)	割合(%)
国の制度による補助金	6	4.2%	112	24.0%
道の制度による補助金	2	1.4%	17	3.6%
国の制度の上乗せ補助金	2	1.4%	40	8.6%
道の制度の上乗せ補助金	4	2.8%	42	9.0%
市単独補助金	132	91.7%	295	63.3%

市単独補助金の占める割合が、件数で 91.7%、予算額で 63.3%と多く、国の制度による補助金が予算額に占める割合は 24.0%である。

補助金等の内容による分類と予算額（分類２）

分類	件数	割合（％）	15年度予算額(百万円)	割合（％）
個人・個別施設対象補助金	30	20.8%	191	41.0%
団体運営費補助金	15	10.4%	27	5.8%
団体事業費補助金	46	31.9%	124	26.6%
団体運営費・事業費双方補助金	50	34.7%	174	37.3%
委託的補助金	31	21.5%	151	32.4%
奨励的補助金	53	36.8%	262	56.2%
債務負担行為補助金	3	2.1%	53	11.4%
単年度補助金	2	1.4%	1	0.2%

個人や個別施設を対象とした補助金は、件数で20.8%、予算額で41.0%。

団体に係る補助金については、全件数の10.4%が運営費補助金であり、事業費補助金は31.9%、運営と事業費補助双方を有する補助金は、34.7%である。

委託的補助金は、全件数の21.5%、奨励的補助金は36.8%である。

事務局体制

分類	件数	割合（％）	15年度予算額(百万円)	割合（％）
市に事務局	28	21.4%	54	12.2%
補助団体に事務局	101	77.1%	388	87.4%

事務局体制では、市に事務局のある補助金は、全件数の21.9%、補助団体に事務局のある補助金は、77.1%である。

根拠規定の整備状況

分類	件数	割合（％）	15年度予算額(百万円)	割合（％）
根拠法令等がある	53	36.8%	388	83.3%
対象団体が明示されている	36	25.0%	304	65.2%
対象事業が明示されている	46	31.9%	363	77.9%
対象経費が明示されている	38	26.4%	261	56.0%
補助基準が明示されている	42	29.2%	267	57.3%

根拠法令等がある補助金が、全件数の 36.8%であり、無い補助金が約 60%もあるということであるが、これは交付根拠を全く有しないということではなく、市の一般的な補助金交付事務を定めた市補助金等交付規則や農業分野の包括的補助金交付要綱である市農業振興奨励事業補助金交付要綱、同じく教育分野の市教育関係団体補助金等交付規則などによるだけで、補助対象、補助基準等が具体的に定められていない補助金等があるということである。

補助金の使途の把握状況

分類	件数	割合 (%)	15年度予算額(百万円)	割合 (%)
決算書で把握されている	89	61.8%	291	62.4%
領収書・帳簿等で把握されている	53	36.8%	146	31.3%

決算書で把握されている補助金は、全件数の 61.8%、領収書・帳簿で把握されている補助金は 36.8%である。

補助開始からの期間

継続期間	件数	割合 (%)	15年度予算額(百万円)	割合 (%)
5年未満	34	23.6%	67	14.4%
5年以上10年未満	20	13.9%	144	30.9%
10年以上20年未満	28	19.4%	24	5.2%
20年以上30年未満	33	22.9%	64	13.7%
30年以上	29	20.1%	167	35.8%
うち終期設定あり	12	8.3%	25	5.4%

補助開始からの経過期間ごとの件数については、30年以上経過した補助金が件数で 20.1%、予算額では 35.8%となっており、20年以上経過している補助金は件数で 43.0%、予算額で 49.5%になっている。

一方、補助開始から 10年未満の補助金は、件数で 37.5%、予算額で 45.3%である。

また、終期設定のある補助金は、件数で 8.3%、金額で 5.4%である。

補助金・交付金の課題

現行の補助金・交付金の調査・分析を行った結果、いくつかの課題を確認することができた。

- 1 . 補助金等の交付決定は、予算要求と査定を通して実質的に決定されており、この際客観的な交付基準、いわゆる公益性・公共性の具体的な基準が設定されていないものがある。
- 2 . 一度交付決定された経常的な補助金等（主に団体運営など）は、継続的に交付されているものが多い。
- 3 . 少額な補助金が交付され、効果に疑問があるものがある。
- 4 . 多額な繰越金がある団体に交付している例がある。（団体等の全体事業費と補助金等の比較で）
- 5 . 補助金等の使途について、公益性のある部分とその他の部分の経理を明確に区分して行うべきものがある。
- 6 . 客観性の判断に際し、数値化されにくい補助金がある。（効果設定しにくい補助金がある。）
- 7 . 事業別予算に直接計上可能な経費も補助金（市の事業として行うべき経費）に含まれているものがある。
- 8 . 負担割合の考え方が確立されていないため、補助金のみによって活動している団体がある。

補助金等の見直しのイメージ図

1. 「北広島市補助金等に関する基準」の策定～平成 15 年度中

原則運営費補助から事業費補助への切り替え
補助金の終期設定
団体事務の行政部局への委任の禁止
類似補助金等の統廃合
補助金等の審査方法の確立

調査・分析を行った結果、課題として

1. 客観的な交付基準が設定されていない
2. 長期継続的に交付されている
3. 少額補助金で効果に疑問
4. 多額な繰越金
5. 使途に検討の余地
6. 効果設定しにくい補助金
7. 市の事業として行うべき補助金
8. 補助金にのみ頼って活動している団体

補助金等の見直しの視点

透明性・効果を高めるための視点
適正な執行を図るための視点
補助金の機能を積極的に活用する視点
歳出を削減する視点

2. (仮称) 補助金等審査会の設置～16 年度

市民参加による審査会とする
審査する補助金の範囲は、これまで継続して交付されている補助金及び平成 17 年度導入予定の公募型補助金

3. 広く市民に補助金制度を開かれたものにするため「公募型補助金」制度の導入～平成 17 年度

公募型補助金の総体枠は、補助金の基準づくりにおいて削減できた補助金と平成 16 年度設置する(仮称)補助金等審査会で審査した結果、削減できた額の一定枠の範囲とする。

以上の課題と、以下の内容の視点にたって今後の補助金等の取扱の方向性を次の通りとする。

- 補助金等の透明性及び効果を高めるための視点
- 歳出を削減するための視点
- 適正な執行を図るための視点
- 適切に行政サービスを実施するための補助金の機能を積極的に活用するための視点

1 『北広島市補助金等に関する基準』の策定

補助金の対象となる事業は、客観的に見て公共性、公益性を有すること、あるいは市民の福祉の向上に効果が認められること等の基本的な考え方そして交付に関する事項についても、統一的な考え方が定まっていない。

このような状況を踏まえ、補助金使途を明確にするための基準づくりが必要と考える。

(基準に反映すべき内容)

原則運営費補助から事業費補助へ切り替え

補助金の使途の透明化、適正な執行を図るため、原則運営費補助を廃止し事業費補助に切り替えを基本とし、定率もしくは定枠の補助金とする。

ただし、市が育成すべきと判断される団体等は統一的な交付基準の中での補助金交付とする。

統一的な交付基準には、

補助金対象事業及び経費	補助金の上限額	補助年限など
-------------	---------	--------

補助金等の終期設定

単独補助金については、終期設定がなされていないものが多く見受けられことから終期設定を行う中で効率的、効果的な補助金の交付を行う。

- ・ 国・道補助事業に関連する補助金の交付期限は、終期を国・道に合わせること。
- ・ 継続されている補助金については、平成 16 年度設置する(仮称)補助金等審査会において、継続すべきかどうか審査する。(債務負担行為の補助金等の補助金は除く)
- ・ 新規の補助金を含め、継続されている補助金は、原則 3 年間を補助期間とする。

ただし、補助年限終了後に、その補助事業のあり方を総合的に審査し継続が必要かどうか判断をする。

団体事務の行政部局への委任の禁止

補助金の趣旨(行政がカバーできない領域への補助)からも、行政改革・効率化の観点からも、団体事務の行政部局への委任を禁止する。つまり独立した事務局のない団体には補助しない。

- ・市の直接事業あるいは委託化を検討するほか、組織育成のための指導の強化を図る必要がある。

類似補助金等の統廃合

補助先の違う類似補助金については、統廃合を基本とし一本化しないものは補助しない。(特に公募型補助金を導入した場合に必要)

補助金等の審査方法の確立

すべての補助金を審査することを基本に公共性、公益性を数量化する中で判断できる内容とする。

- ・透明性と厳正な評価に適した補助金申請書(申込書)及び明細書等の新書式の採用(予算要求時における書式の見直しも含む)
- ・補助金を審査するための新たな(仮称)補助金チェック表の導入～公共性、公益性を数量化
- ・補助金執行後の事後チェック体制の強化を図る。

2 (仮称)補助金等審査会の設置

来年度(平成 16 年度)実施する補助金等の事業評価の実施にあわせ、その評価に基づきその内容を審査する機関として(仮称)補助金等審査会を設置する。〔平成 17 年度からスタートする公募型補助金の審査を含む〕

- ・設置年度は、平成 16 年度とする。
- ・審査する範囲は、以下を除く補助金とする。
債務負担行為に基づく補助金 市の条例に根拠を置く補助金
補助対象事業の一部に国・道補助金を伴う補助金

〔審査会設置にあたっての留意事項〕

- ・補助金の公共性、公益性を数値化、得点化することによる客観性を確保
- ・審査会での審査範囲の特定
- ・一定額以上の補助金に対するヒアリング等の実施

3 広く市民に補助金制度を開かれたものにするため『公募型補助金』制度の導入

広く市民に補助金制度を開かれたものにするため、平成 17 年度から公募型補助金制度を導入する。

- ・ 公募型補助金の相对枠は、補助金の基準づくりによって削減できた補助金と平成 16 年度設置する(仮称)補助金等審査会で審査した結果、削減できた額の一定枠の範囲とする。

〔導入するにあたっての留意事項〕

- ・ 年度ごとの総枠設定
- ・ 公募範囲の特定
- ・ 要綱・要領の作成